

いじめ防止基本方針

毛呂山町立泉野小学校

目 次

- 1 いじめ防止等の基本的な考え方
 - 2 いじめの防止等の対策のための組織
 - 3 いじめの未然防止の取組
 - 4 いじめの早期発見のための取組
 - 5 いじめに対する早期対応
 - 6 重大事態への対応
- 参考資料

毛呂山町立泉野小学校 いじめ防止基本方針

いじめ防止対策推進法第13条に基づき、本校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定める。

※いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

「いじめ」とは、児童に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

1 いじめ防止等の基本的な考え方

(1) いじめに対する基本認識

いじめは、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるのもであり、人として決して許されない行為であるという、いじめに対する認識を全教職員で共有する。いじめ防止対策推進法第4条では、「児童等は、いじめを行ってはならない。」（いじめの禁止）と規定されている。

そして、「いじめは、どの学校・学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない」という共通認識に立ち、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにするため、いじめ防止対策推進法第8条に基づき、いじめの未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。

(2) 学校及び学校の教職員の責務（いじめ防止対策推進法第8条）

学校及び学校の職員は、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むと共に、当該学校に在籍する児童がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

2 いじめの防止等の対策のための組織

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、校長、教頭、（主幹教諭）、教務主任、生徒指導主任、教育相談主任、学年主任、養護教諭、その他関係職員等による「いじめ防止対策委員会」を設置して、同委員会を開催し、本方針に基づく取り組みの実行、進捗状況の確認、定期的検証等を行う。

また、いじめ等が、発見された場合は臨時に開催し、早期対応にあたる。

3 いじめの未然防止の取組

(1) 分かる・できる・伸びる授業づくり

児童一人ひとりが達成感や充実感をもてる、分かる授業の実践に努める。

(2) 道徳教育の充実

「いじめを行ってはならない」「いじめは決して許されない」という認識を児童が持てるように、教育活動全体を通じて指導する。

(3) 体験活動の充実（特別活動・総合的な学習の時間）

他者と関わりコミュニケーション能力を養う体験活動を体系的・計画的に実施する。

人間関係形成能力などの基礎的かつ汎用的な社会的スキルを育成する活動を体系的・計画的に実施する。

(4) 学級経営の充実

学級活動に互いのよさを見つけたり考え方の違い気づかせたりする活動を取り入れ、児童の自己有用感や自尊感情を育む。

信頼的・支持的風土のある学級づくりを進める。

(5) 人権教育的視点に立つ指導の充実

人権作文、人権標語の取り組みを実践する。

人権教育の年間指導計画に沿った指導を実践する。

(6) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

全校児童等のインターネットの使用状況等の現状把握に努め、児童及び保護者に対する情報モラル教育や啓発を行う。

(7) 学習規律・生活習慣を守った学校生活

授業規律の遵守、無言清掃の実践、泉っ子よい子の一日の実践等

朝会等での全体指導の充実

(8) 言語環境の充実

あいさつ、正しい言葉遣い、校内放送の充実、掲示教育の充実

4 いじめの早期発見のための取組

(1) アンケート調査の実施

いじめを早期に発見するために、児童を対象とする「なかよしアンケート」を年3回、保護者等に対するアンケート調査を年1回実施する。

(2) 個人面談の実施

定期的に個人面談日を設けて、全保護者・児童等を対象とした教育相談を実施する。

○個人面談・・・年間1回（7～8月）及び適宜必要に応じて

○教育相談日・・・年数回

(3) 日記や連絡帳の活用

日記や連絡帳を活用して、児童及び保護者との連絡を密にし、信頼関係を構築する。

(4) いじめ防止に関する研修の実施

いじめの防止に関する研修を年間計画に位置づけて実施し、日々の観察の仕方など、いじめの防止に関する教職員の資質向上を図る。

(5) 教師と児童との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。

(6) いじめ相談電話等、外部の相談機関を紹介し、児童が相談しやすい環境を整える。

5 いじめに対する早期対応

(1) 教職員は、いじめに関する相談を受けた場合、または、いじめと思われる行為を見つけた場合は、速やかに校長へ報告する。

(2) 校長は、速やかに「いじめ防止対策委員会」を立ち上げ、いじめの事実の有無の確認を行うための措置を講じ、その結果を教育委員会に報告する。

(3) いじめの事実が確認された場合、いじめをやめさせその再発を防止するため、「いじめ防止対策委員会」が中心となって対応を協議し、いじめを受けた児童、保護者に対する支援と、いじめを行った児童に対する指導とその保護者に対する助言を継続的に行う。

被害児童を守り通すという姿勢で対応する。

(4) 校長は、必要があると認めるときは、いじめられた児童が安心して教育を受けるために必要な措置を講ずる。

(5) 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては警察と連携して対処し、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに警察署に通報し、適切に援助を求める。

○関係機関との連携、いじめ加害児童への懲戒・出席停止措置、いじめ被害児童の保護、犯罪行為である場合の警察への通報

【早期対応フロー】

①いじめの発見・通報

②校長への通報

③「いじめ対策委員会」の招集および情報の収集・共有

④いじめの事実の有無の確認

⑤学校の設置者に対する校長からの事実確認の報告といじめ被害・加害児

童等の保護者への連絡

- ⑥「いじめ対策委員会」による実態把握と指導方法の決定
- ⑦個別の指導計画の作成と援助チームの編成
- ⑧チーム援助の実施とケース会議による動静把握
- ⑨チーム援助の終結と再発防止

6 重大事態への対応

(1) 重大事態の定義

- ①いじめにより児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。(児童等が自殺を企画した場合、身体に重大な障害を被った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合等)
- ②いじめにより児童等が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- ③児童等や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき。

(2) 重大事態への対応

- ①学校は、重大事態が発生した場合、教育委員会へ事態発生について報告する。
 - ②教育委員会の判断により学校が主体となって事態の調査にあたる場合は、学校の下に調査組織を設置し、事実関係を明確にするための調査を実施する。
 - ③いじめを受けた児童及びその保護者に対して適切に情報を提供する。
 - ④調査結果を教育委員会に報告し、調査結果をふまえた必要な措置をとる。
- ※教育委員会が調査主体となる場合は、資料の提出など調査に協力する。

参考資料

【学校におけるいじめのサインの例】 <指導の指針より>

- 急な体調不良
- 遅刻や早退の増加
- 授業開始前の机、椅子、学用品等の乱雑さ
- 学用品、教科書、体育着等の紛失
- 学用品の破損、落書き
- 授業への遅参
- 保健室への来室の増加
- 日頃交流のない児童との行動
- 発言や言動に対する皮肉や失笑、笑いの頻発
- 多数児童からの執拗な質問や反駁
- 図工や家庭科、書写等での衣服の過度な汚れ
- 業間や休み時間の単独行動
- 特定児童の発言へのどよめきや目配せ
- 突然のあだ名
- 特定児童からの忌避・逃避
- 特定児童の持ち物からの逃避等

【教職員の対応】

- 「様子を見よう。」「悪ふざけだろ。」「単なるけんかだろう。」…の考えは捨てる。
- 「いじめは絶対に許されないもの」との認識に立つ。
- 「早期かつ即時対応」と「組織的対応」の認識に立つ。
- 「いじめられている子どもの側に立つ」ことを大前提にして判断する。
- 「小さな芽を小さいうちに摘む」ことを重視する。

【素早い事実確認】

①速やかな報告の徹底

- ・担任、現状目撃者等の情報受信者→担任、学年主任等→教頭・（主幹教諭）教務主任→校長のルートで情報や状況を直ちに報告する。
- ・情報受信者を中心に直ちに「いじめ発見報告書」を作成し、校長へ提出する。
- ・校長により、第1次「いじめ防止対策委員会」を召集し、報告書の内容を周知

する。

<報告書の内容>

○日時 ○場所 ○被害児童 ○加害児童 ○内容・状況 ○情報受信者

②第1次「いじめ防止対策委員会」の開催

【第1次「いじめ防止対策委員会」】

当該児童に聞き取りする前に事実確認を進めるための会議

(1) 構成人員

○校長 ○教頭 ○教務主任（主幹教諭） ○生徒指導主任 ○担任
○学年主任と学年教員 ○養護教諭 ○特別支援教育コーディネーター
○教育相談主任 等

(2) 資料

いじめ発見聞き取り資料 被害・加害児童の家庭環境調査票

(3) 会議内容

①事実確認のための必要事項→【いじめ対応に係る確認聞き取り資料】を活用

- ・いじめの状況（日時・場所・人数・様態等）
- ・いじめの動機や背景・時系列での事実の把握
- ・被害児童と加害児童の家庭環境や日頃の言動や性格、その特徴
- ・本件について家庭が知っていること
- ・教職員や周辺児童が知っていること
- ・これまでの問題行動等

②事実確認の計画

- ・事実確認のための役割分担
- ・被害児童への聞き取り・加害児童への聞き取り
- ・周辺児童への聞き取り・該当児童保護者への連絡

③事実確認の実施

→【第1次「いじめ防止対策委員会」における聞き取り報告書】

【聞き取り調査】

(1) 被害児童への聞き取り

教職員は、被害者の視点に立ち、「味方」となって支える立場で接する。

教職員は、児童がいじめられていることを語りたがらない場合は、時間を重ねていくことを考慮し、性急にならずに気持ちに寄り添って話を聞く。

(2) 加害児童への聞き取り

教職員は、いじめを行っている時の気持ちなどについて話をさせる。

教職員は、いじめと感じていなかったり、認めようとしなかったりする場合は、

事実を正確に把握し、受容的に聞く。

教職員は、「いじめは絶対許されない行為」として、毅然とした態度で指導する。

(3) 周辺児童への聞き取り

教職員は、事実を確認するこの段階では、周辺児童の行動に対する善悪の判断はしない。

教職員は、内容に矛盾がないかどうか慎重かつ多面的に検討し、事実を明らかにする。

教職員は、事実確認終了後、時と場を考慮して必要な指導を行う。

(4) 被害児保護者、加害児保護者に対して

教職員は、必要に応じて、保護者とは直に会って面談を行う。

教職員は、保護者の立場や心情に十分に配慮し、現状と今後の具体的な対応説明する。

教職員は、保護者の心配していることを明らかにして、終息に向けた今後の見通しについて説明していく。

【第2次「いじめ防止対策委員会」】

具体的な指導方針や指導体制、対応策の決定と実践

(1) 指導方針及び指導体制の決定

第1次「いじめ防止対策委員会」のメンバーで具体的な指導方針と対応策を決定

・被害児童、加害児童、周辺児童、両保護者への指導方針と具体的対策を決定し、担当を明らかにする。

実際の対応→【対応を記録する】

①被害児童への対応班を編成する。

②加害児童への対応班を編成する。

③周辺児童への対応班を編成する。

④該当児童保護者への対応班を編成する。

全員で分担する。

全部の班でいじめ解消を確認するまで継続する。

【被害児童対応班】

つらさや苦しさに共感的理解を示す。また、いじめ防止への強い姿勢を伝える。

具体的な解決策や加害児童の指導対応などを知らせ、不安や心配を除く。

いじめ解決まで、学校全体で擁護することを伝える。また、今後の支援を約束する。

自分の保護者や加害児童に対するはたらきかけについて、意思を尊重して進める。

【加害児童対応班】

- 行った行為やいじめの意図等について、中立の立場で冷静に確認する。
- グループへの対応の場合は、個別指導と並行して、共通理解を持って聞き取りする。
- いじめ根絶に向けた心の涵養を図り、再発することがないような心を育てる。
- きちんとした謝罪とその方法、今後の決意を明らかにさせる。
- 長所を意識させ、それを生かす生活の在り方や考え方について確認する。

【周辺児童対応班】

- いじめの被害者の気持ちを考えさせる。いじめの卑劣さを理解させる。
- はやしたてる行為、見て見ぬふりをするのもいじめであることを再度認識させる。
- いじめを発見した場合の具体的行動や通報の仕方について再度確認する。
- いじめを止める、知らせる行為がいかに正義に基づいた勇気ある行為であるかについて指導する。

【被害児童保護者対応班】

- 確認した事実関係を正確に伝える。
- 再発防止策、支援方針、今後の対応について、具体的に説明し不安を除く。
- 学校と家庭の今後の対応について、共通理解を持つ。

【加害児童保護者担当班】

- 確認した事実関係を正確に伝える。
- 今後の学校としての対応について説明し、共通理解を得る。
- 謝罪について相談の上、確認する。
- 全て、時系列で、記録を取る。また、複数で対応することを原則とする。
- 完全ないじめ解消を、全ての班、全教職員で確認する。

生徒指導年間指導計画

毛呂山町立泉野小学校

年間重点目標 「規律ある態度を身につけよう」

* 時 を 守 り * 場 を 清 め * 礼 を 正 す

月	目 標	指導内容（児童の実態、学年に合わせる）	主な行事
4	元気よくあいさつを しましょう	・相手を見て元気よくする。 ・誰にでも挨拶をする。	始業式・入学式 授業参観 避難訓練
5	外でなかよく遊びま しょう	・友達となかよく遊ぶ ・学習の準備をしてから遊ぶ	運動会
6	廊下は右側を静かに 歩きましょう（教室 移動等）	・教室移動は静かに並んで移動する。 ・大声を出したり、ふざけっこをしたりしな い。	校内硬筆展 引き渡し訓練 プール開き
7	身の周りをきれいに し、清潔に過しま しょう	・清潔な衣服を身につける。 ・ハンカチ、ティッシュを持ち、爪を切る。	授業参観 終業式
8 ～ 9	元気よくあいさつを ～ しましょう	・自分から先に大きな声で、あいさつをする。 ・誰にでも挨拶をする。	始業式 避難訓練 修学旅行
1 0	正しい姿勢で学習し ましょう	・グー・ペタ・ピンを意識する。 ・相手を見て話を聞く。	支部体育大会 宿泊学習 学校公開
1 1	進んで体をきたえま しょう	・持久走大会に向けて自分から進んで走る。 ・あきらめずに最後まで走る。	越生班音楽会 持久走大会
1 2	手洗い、うがいをし っかりしましょう	・手をせっけんでよく洗う。 ・うがいをしっかりする。	授業参観 終業式
1	元気よくあいさつを しましょう	・自分から先に大きな声で、あいさつをする。 ・誰にでも挨拶をする。	始業式 避難訓練
2	廊下は右側を静かに 歩きましょう	・教室移動は静かに並んで移動する。 ・広がらずに右側を歩く。	入学説明会 授業参観
3	自分から進んで働 き、校舎をきれいに しましょう	・当番、係などの仕事を進んで行う。 ・教室、机、ロッカー、靴箱等をきれいにし、 次の学年に手渡す。 ※無言清掃	卒業を祝う会 卒業式 修了式